

## 第 1 回大垣市公契約についての懇話会 会議録

日 時	平成27年8月25日(火) 10:00~11:15
場 所	本庁3階合同委員会室
内 容	1 市長あいさつ 2 委員委嘱 3 懇話会 (1) 他都市における公契約条例の制定状況について (2) 大垣市公契約条例の素案について (3) 今後の予定について 4 その他
出席者 (敬称略)	<b>【委員：9名】</b> 竹内 治彦、成瀬 重雄、渡邊 久人、佐竹 建二、三輪 剛士、 川尻 史朗、水野 靖弘、馬淵 則昭、箕浦 欣子 <b>【事務局：9名】</b> 小川 敏 (大垣市長)、澤 達彦 (総務部長)、寺嶋 太志 (契約課長)、 永井 康、高嶋 博一、澤野 量彦、谷津 毅、勝 雅喜、白杵 泰一
欠席者	<b>【委員：2名】</b> 堀 基、名和 哲彦
傍聴者	なし
記者	中日新聞社、岐阜新聞社 (途中入場)
<b>(事務局：寺嶋課長)</b> 本日は、大変お忙しい中、「大垣市公契約についての懇話会」にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 私は、本日の司会進行を務めさせていただきます契約課長の寺嶋と申します。よろしくお願い申し上げます。 それでは、定刻となりましたので、ただ今から、「大垣市公契約についての懇話会」を開催させていただきます。 なお、本懇話会は、大垣市情報公開条例に基づきまして、個人情報など、非公開とする事案がないことから、公開とさせていただきます。また、会議録も公開となりますので、よろしくお願い申し上げます。 ここで、本日の懇話会の傍聴を希望される報道関係者の方が1名、中日新聞社さんですが、いらっしゃいますので、お入りいただきます。 それでは、開会に当たりまして、小川市長からご挨拶を申し上げます。	

**(小川市長)**

皆さんおはようございます。本日は皆様方大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

皆様には、この大垣市の公契約についての懇話会委員ということでご快諾いただきましたこと、改めて感謝申し上げたいと思います。

国の方におきましては、公契約の品質確保あるいは公共工事の担い手であります人材を中長期的に育成・確保していくという観点から、品確法に基づき指針が策定され、この4月から本格運用となりました。

大垣市におきましても、市が発注する公共工事など、いわゆる公契約についての基本的な考え方を定めさせていただきますと同時に、市・発注者側と事業者・受注者側の責務を明らかにすることで、公正な労働基準の確保と公契約の適正化に向けて取り組んでいくということでございます。

若年労働者、若い人達の働く機会を確保すると同時に、男女共同参画社会、女性の活躍する場所であるとか、障がい者の就労機会を確保していくなど、市内業者を含めて育成をして、地域の活性化を図っていくものでございます。

そういった県内の他都市に先駆けまして、大垣市公契約条例の制定に向けた検討を進めさせていただくということになりました。

これは、市場経済をベースに、その中で良質で適正な価格で提供すると同時に、また、良質で品質のよい商品のサービスを提供するという体制を進めていくというものでございます。

このたび、大垣市公契約条例の具体的内容を検討するために、岐阜経済大学副学長の竹内先生をはじめといたしまして、各団体の代表者、さらには公募の市民委員の皆様にもお入りいただき、いろいろな角度から、発注者側、受注者側、また、市民目線でといった角度で、公契約条例についてご検討いただきたいと思いますと思っております。

大垣市公契約条例素案につきまして、会長をお願いいたします竹内先生を中心として、意見交換していただき、市への提言をとりまとめしていただきますよう、皆様のいろいろなご意見・ご提言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**(事務局：寺嶋課長)**

ありがとうございました。それでは、続きまして、次第の「2 委員委嘱」に移らせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の資料No.1の「大垣市公契約についての懇話会設置要綱」の第1条をご覧いただきたいと存じます。

先ほどの市長からの挨拶にもありましたように、市が発注する工事等の契約、いわゆる「公契約」について基本的な考えを定めるとともに、市及び事業者等の皆様の責務を明らかにすることにより、公正な労働基準の確保をはじめ、地域経済及び地域社会の健全な発展、市民の福祉の増進などを目的とする「大垣市公契約条例（素案）」について検討するため、「大垣市公契約についての懇話会」を設置させていただきました。

次に、第2条ですが、この懇話会の所掌事務は、大垣市公契約条例（素案）についての検討及び市長への提言に関することでございます。

懇話会の委員は、第3条に掲げる方ということで、本日お集まりいただきました皆様に委員を委嘱させていただくものでございます。

また、委員の任期は、第4条にありますように、大垣市公契約条例（素案）について、市長への提言を行うまででございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで、市長から委嘱状をお渡しします。お名前をお呼びしますので、その場でご起立をお願いします。委嘱状をお受取りいただきましたら、ご着席をお願いします。

～市長から出席委員に委嘱状を交付～

#### （事務局：寺嶋課長）

なお、建設業関係者としてお世話になります（一社）岐阜県西濃建設業協会事務局長の堀基様と、自治会関係者としてお世話になります大垣市連合自治会連絡協議会会長の名和哲彦様は、本日、他の用務でご欠席でございます。

また、「大垣市公契約についての懇話会設置要綱第5条第2項」の規定に基づきまして、竹内委員さんに会長を、成瀬委員さんに副会長をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

大変申し訳ございませんが、市長は、他の公務により、ここで退席させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、次第の「3 懇話会」に移りたいと存じます。ここからの進行は、竹内会長さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

#### （竹内会長）

おはようございます。ただいま、ご指名いただきました竹内でございます。円滑な進行に努めますので、よろしくお願いいたします。

大垣市公契約条例（素案）について、皆さんと一緒に議論しながら、つくりあげていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、次第に従いまして、「(1)他都市における公契約条例

の制定状況について」に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

**(事務局：寺嶋課長)**

お手元の資料No.2-1をご覧くださいと存じます。1枚ものでございます。他都市における公契約条例の制定状況ということで、一覧表にまとめさせていただきました。

平成21年度に千葉県の野田市を皮切りに、順次整備がされております。平成22年度は東京都江戸川区公共調達基本条例、平成23年度は神奈川県相模原市公契約条例、東京都多摩市公契約条例、平成24年度に入りますと、秋田県の秋田市公契約基本条例、神奈川県厚木市公契約条例、平成25年度に入りますと、福岡県の直方市公契約条例、兵庫県の三木市公契約条例、県レベルでいいますと、長野県の契約に関する条例、平成26年度、昨年度におきましては、千葉県の我孫子市公契約条例、近隣では三重県の四日市市公契約条例、岐阜県の方で岐阜県公契約条例ということで公契約条例の整備がされ、それ以外にも関東方面で制定が進んでいると聞いております。

この中から2～3をご紹介しますと存じます。お手元の資料No.2-2ですが、まず、野田市の公契約条例でございます。第1条の目的ですが、「この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする」というもので、労働者の適正な労働条件の確保に重きが置かれています。

この条例は、定義というのが第2条にありまして、公契約とはどういうものなのか、受注者とはどういうものなのか、下請業者とはどういう人なのか規定されております。

また、第4条をご覧くださいなのですが、公契約の範囲ということで、第4条第1号ですが、予定価格が4,000万円以上の工事又は製造の請負契約、工事とか請負契約の中でも4,000万円以上のものを対象としています。第2号で「予定価格が1,000万円以上の工事又は製造以外の請負の契約のうち、市長が別に定めるもの」ということで、業務委託などが該当するものでございます。

その中で、第6条が特筆する点でございますが、「受注者等は、適用労働者に対し、次に定める1時間当たりの賃金等の最低額以上の賃金等を支払わなければならない。」ということで、1時間あたりの賃金の規定がなされています。第1号では、工事又は製造の請負の契約ということで、「千葉県において定められた額を8で除した額に100分の85を乗じて得た額」としています。8で除してというのは、8時間労働ということで、1時間あたりの単価を出しており、労務単価に対して100分の85というのを支払わなければならないとしております。ちなみに千葉県の最低賃金法によりますと、798円が最低賃金でございますが、この規定によりますと、それより高い金額の規定がされておりまして、特殊作業員ですと

2,274円、軽作業員ですと1,392円といったかたちで、最低賃金より高い金額でございます。

また、第2号「工事又は製造以外の請負の契約及び指定管理協定」ということで、委託業務の場合は80%ぐらいの規定がされております。

第6条の2をご覧くださいますと、その規定がなされているにもかかわらず、最低賃金額が下回る時は、適用労働者の方は、市長又は受注者にその旨を申出することができるとの規定がございまして、第9条の方で報告及び立入検査で「市長は、適用労働者から第6条の2第1項の申出があったとき及びこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、適用労働者の労働条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」ということになっております。

その上で、第10条の是正措置で、「速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない」という規定がなされております。

第11条で、命令に従わなかった時、報告がなされなかった時は「公契約を解除することができる」という規定がなされております。

少し戻りますが、第6条の「100分の85」の規定ですが、確認をさせていただきましたところ、85%の根拠が特にないということございまして、聞き取りの中で85というのを決めたということでございます。また、4,000万円以上という工事でございますが、例えば1,000万だったらいいのかとなる話もございまして、後々事務局から申し上げますが、4,000万というのをどういうところで決めたのかというのも疑問に残る所でございます。

続きまして、資料No.2-3をご覧くださいたいと思います。四日市市の公契約条例の例でございます。

第1条の目的ですが、「この条例は、公契約に係る基本的な事項を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保及び事業の質の向上を図ることを目的とする」というもので、四日市市における公契約条例の労働者の労働条件の確保が重きの規定で、第3条で市の責務、第4条で受注者の責務、第5条で公契約の適正化ということで、契約方法の採用のことだとかが規定してあります。

第7条で、適正な労働条件の確保ということで、賃金など、細かくは規定してありませんが、「受注者等は、労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保しなければならない」というところで、労働条件の確保というところでとどめているという条例でございます。

第2項では、「市長等は、特に必要と認めた公契約について、当該公契約の受注者等に対し、前項の労働条件の確保について報告を求めることができる」、3項では「市長等は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに必要な措置をとるべき

旨の指導を行うことができる」というところで、野田市さんのような罰則規定はないのですが、市長等による報告を求めることができるとか、指導を行うことができるといった規定がなされているといったことでございます。

続きまして、資料No.2-4をご覧いただきたいと思います。この4月から県の方で施行されました岐阜県の公契約条例でございます。

第1条の目的ですが、「この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、その制度の適切な運用を図り、もって事業者等の経営の安定及び公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保その他の社会的責任を果たすための取組の促進に寄与することを目的とする」ということで、野田市の公契約条例、四日市市の公契約条例と比べて少し幅を広げたかたちの条例内容になっておりまして、第3条で基本理念、第4条で県の責務、第5条で事業者等の責務が規定されております。

また、契約が適切に締結されなければいけないといった主旨で、適切な公契約の締結について努力義務の規定がなされておりますし、また、県は契約に当たって、「予定価格を定めるに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務その他の取引価格等を考慮して積算するものとする」、また、事業者の方につきましても入札等に当たっては、適切に積算するように努めなければならないということで、公契約の適切な契約をする必要があり、そのためには、適切な積算をする必要があるといった規定がなされているところでございます。

また、第9条では、「県内事業者の受注機会の確保」が書かれている内容でございまして、平成21年度に野田市さんが全国初と言われておりますが、賃金に重きを置いた状況、四日市市さんも賃金を意識していますが、労働条件の確保を意識している。岐阜県の条例につきましてもそもそも論で、契約の適切な締結を重視するような内容になっているところでございます。

以上、簡単ではございますが、県も含めて、他都市における条例例でございます。よろしくお願いたします。

#### (竹内会長)

ありがとうございました。

国の流れによって、公契約条例が定められてきております。ただ、岐阜県の自治体の中では、まだ県のみで、東海全体でも四日市市だけというような状況です。まだまだスタートラインということで、前例が少ないようですが、この中でいくつか特徴的なものについてご紹介いただきました。

ただ今のご説明につきまして、ご質問ということで何かございましたら、よろしくお願  
いします。

よろしいでしょうか。そうしましたら、以上を踏まえて、大垣市さんの条例の素案と  
いうことについてお願いします。

**(事務局：寺嶋課長)**

それでは他市の状況を踏まえまして、お手元の資料No.3-1をご覧いただきたいと思いま  
すが、事務局の方でとりまとめをさせていただきました大垣市公契約条例素案でございま  
す。

この条例は5章編成となっております。第1章として総則、第2章は契約の適正化、第3章  
は公正労働基準の確保、第4章は地域経済の健全な発展、第5章は雑則でございます。

まず、第1章の総則でございますが、第1条の目的としまして、「公契約に係る基本理念  
を定め、市及び事業者等の責務を明らかにし、公契約に関する施策を推進するとともに、  
社会的責任の向上ならびに地域経済及び地域社会の健全な発展と、市民の福祉の増進に寄  
与することを目的とする」ものでございます。野田市さんや四日市市さんに比べて、少し  
幅広い条例となっております、岐阜県さんをベースとしているところです。

第2条は定義でございます。この条例において、「次の各号に掲げる用語の定義は、当該  
各号に定めるところによる」ということで、第1号に公契約、「市が発注する工事又は製造  
その他についての請負契約をいう」ということで、工事から業務委託まですべて含んでお  
ります。また、第2号に事業者等としまして、「市と公契約を締結し、又は締結しようとする  
もの及び市以外から公契約に係る業務の一部を請け負う者（以下「下請業者」という。）」  
といます。第3号につきまして、社会的責任については、「公契約に関する施策に当たり、  
公正労働基準の確保、若年労働者の就労機会の確保、男女共同参画、障がい者雇用、その  
他の社会的な責任をいう」ということで、先ほど市長から挨拶のありました内容を少し入  
れさせていただいております。若年労働者の就労機会の確保、男女共同参画、障がい者雇  
用につきましては、今回公募市民ということで出席いただいております馬淵さんと箕浦さ  
んほかからもご意見をいただいております。

第3条は基本理念で、「公契約にかかる基本理念は次のとおりとする」ということで、第  
1号では「公契約の締結に当たっては、公正性、透明性及び競争性の確保に努めること」  
とし、第2号で、「適正な履行を確保し、市民生活および経済活動の基盤となる社会資本の  
質の向上に努めること」、第3号で「社会的責任の向上に努めること」、第4号で「地域経済  
及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること」ということで、先ほどご説明しま  
した馬淵さんと箕浦さんからいただきました内容につきましては、基本的理念として、社  
会的責任の向上に努めるということで入れさせていただいております。

第4条は市の責務でございます。「市は、前条に規定する基本理念にのっとり、適正な公契約に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない」、第2項ですが、「市は公平性、透明性および競争性並びに適正な履行を確保できる措置を講ずるよう努めなければならない」、第3項ですが、「市は、社会的責任の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮した措置を講ずるよう努めなければならない」としています。

第5条は事業者等の責務でございます。事業者等は、第3条に規定する基本理念にのっとり、「市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない」、第2項は、「事業者等は公契約に係る者として関係法令等を遵守し、契約を適正に履行しなければならない」、第3項は、「事業者等は、公契約に係る業務に従事するものの適正な労働条件その他の労働環境を整備し、社会的責任の向上に努めなければならない」ということでございます。

また、第6条は市民の理解と協力ということで、「市民は、公契約に関する施策は、地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与することを理解し、協力するよう努めるものとする」ということで、第1章は定義ということをしております。

第2章は契約の適正化ということで、そもそも適正に契約されていなければならないという県の例に倣いまして、第7条で「市は、公正な競争環境の下で、契約の性質又は目的を踏まえた適切な契約方法を締結するために必要な措置を講ずるものとする」ということで、契約につきましては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約入札などいろいろありますが、そのなかで必要な措置を講じるというものであります。

続いて、第8条は契約条件で「市は公契約の適正な履行を確保するために、価格、品質、納期、その他の契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない」ということでございます。

第9条は適正な価格の積算でございます。そもそも適正な契約をするためには価格も適正でなければならないということで、第1項ですが、「市は、予定価格を定めるにあたっては、経済社会情勢の変化や市場における労務、その他の取引の実例価格を考慮して積算するものとする」、また第2項で、「事業者等は、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算するよう努めるものとする」ということで、入札等におきまして予定価格を定めるにあたって適正な積算をしなければならない、事業者も入札に当たって適切な積算をしなければならないというものです。

第3章は公正労働基準の確保でございます。これは野田市や四日市市の方でも規定されているもので、第10条は雇用環境の確保ということで、「事業者等は公契約に係る業務に従事する者の安定した雇用環境の確保に努めるものとする」というものでございます。

また賃金についても第11条で定めておりまして、「事業者等は労働基準法その他関係法令を遵守し、公契約に係る業務に従事する者に適正な賃金を支払わなければならない」というような規定をしております。

また、第12条では下請負者との契約ということで、「事業者等は、建設業法、その他関係法令を遵守し、下請負者と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結するよう努めなければならない」ということで、対等な立場で、ということをお定めております。

本市においては、公正な労働基準等につきましては、四日市市のような労働環境の確保にとどまることなく、賃金に踏み込む内容についても規定しておりますが、野田市のような細かな規定までは定めていないというものでございます。これは先ほど申しましたとおり、野田市のような労務単価の85%、業務委託の80%という数字について規定の根拠が見当たらないことから、適正な賃金を支払わなければならないという表現にとどめているということでございます。

第4章は大垣市のオリジナルということで、第13条は市内業者の活用ということで、「市は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展に配慮し、市内に事務所又は事業所を有する事業者の活用に努めるものとする」というものでございます。これは、本日はご欠席ですが、西濃建設業協会さんや、またコンサルタント協会さんからも要望としていただいております市内業者の適正ということで、市内業者を活用してほしいという意見もございましたし、また馬淵さんや箕浦さんからも、公募の段階で意見をいただいた内容です。また第2項は、「事業者等は、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、市内事業者を活用するよう努めるものとする」ということで、これは現在、市が契約する際に、お願いといたしますが、契約書と一緒にお渡ししてはいますが、下請け業者を選定する場合や資材を調達する場合にはできるだけ市内業者を使っていたいただきたいというもので、今回条例として明文化していきたいということです。

それから第14条につきましては、発注規模の適正化ということで、第2章のほうで契約の適正化というものがございましたが、発注のほうも適正に行うべきだろうということで、「市は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展に配慮し、適正かつ合理的な規模での発注に努めるものとする」というもので、分けられるものは分けましょう、まとめられるものはまとめましょうという趣旨のものです。

次は、第15条の発注時期の適正化でございますが、コンサルタント協会さんからも意見としていただいていたものですが、「市は、業務の重要性、緊急性及び効率性を考慮するとともに、地域経済の健全な発展に配慮し、適正な時期の発注に努めるものとする」というもので、たとえば、年度末に工事が集中するのは避けてほしいと、年間を通しての発注に努めてほしいとのことでございます。

また、第16条は支払いの迅速化ということで、「市及び事業者等は、契約及び法令で定められた期間内に、速やかに、契約に基づく支払いをするよう努めるものとする」というもので、これは工事検査もあります。完成検査を速やかに行って、支払いを迅速にする

というものです。

第17条は指定管理者の選定ということで、「市は、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、この条例の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとする」ということで、現在大垣の施設の管理につきましては、指定管理制度を導入しておりまして、公共施設、文化施設等につきましては、指定管理者に管理を行っていただいております。その際に指定管理者も市と同様のことができるようにということで、この規定を定めております。

また、第18条は意見聴取ということで、「市は、公契約に関する制度の適正な運用を図るための措置を講ずるに当たって、必要に応じて学識経験者、事業者その他関係団体の意見を聴くことができるものとする」ということで、今後この条例が制定された際に、必要な施策を講ずるに当たっては、皆様のご意見をいただけることとなっております。

また、第5章雑則では、第19条で、「この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める」とし、附則については平成28年4月1日からの施行を考えておりまして、実現できるよう進めてまいりたいと考えております。

それから、ただ今説明させていただきましたが、一回の説明では難しいところもございますので、この後、意見交換もごさいますが、資料No.3-2をご用意させていただきました。意見交換のあと、まだ意見があるようでしたら、条項ごとに記載いただいて、出していただければと思います。賛同意見でも結構でございます。9月15日までにお願ひします。

大変拙速ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

#### (竹内会長)

公契約条例に関しての案が提示されました。これについて資料No.3-2で意見をお出しいただき、次回の議論になります。

最初の議論ということで自由に意見は出にくいと思いますので、簡単にお一人一言ずつご発言をいただきたいと思ひます。ただ今提示された条例案についてのことでお願ひします。この名簿の順でいかがでしょうか。それでは、この名簿の順で成瀬さんからお願ひします。

#### (成瀬副会長)

そもそもこの条例というのは作らないといけないのですか。いるのですか。

#### (事務局：寺嶋課長)

冒頭、市長からのお話させていただいたと思ひますが、国の方で品確法というものがご

ざいまして、それに基づいて指針がございます。この4月以降に本格運用になりました。

その中に、労働者の労働環境の整備がありまして、市としましても、その整備をしていきたいのが第1点です。また、公契約についての入札の取扱いについては、一般競争入札の拡大、総合評価方式の導入により、順次改正を進めてきたところでございますが、また一方で低入札が進みまして、これがかえって下請け業者さんや労働者の賃金へのしわ寄せになることが懸念されることが課題としてあります。市としてはその様なことを踏まえまして条例の制定を行いたいということです。

そもそも、一自治体で行うことではなくて、国レベルで公契約を整備するのが望ましいと思うのですが、なかなか進んでいない状況がありますので、この状況を踏まえまして、市としても他市に先駆けて取り組んでいきたいというものでございます。この件については当たり前ですが、それでも行いたいと思います。

**(成瀬副会長)**

先のお話を聞いていた時に、最低賃金法は、市の公契約条例の中でどうこうしなくても労働基準監督署がありますよね。そこで管理するのですよね。調査にも入るし、なぜお互いにやりあわないといけないのかと思って。

入札の段階で安くなる（ダンピング）。お値打ちにします。従業員さんの給料とか、下請けの発注の費用を下げて、もし万が一、給料が下がるようであれば、その従業員の方が監督署への相談することがあり得るのだから。

**(事務局：寺嶋課長)**

四日市市の条例では、賃金の確保ではなくて、労働条件の確保でとどめておりますし、岐阜県の条例では賃金のことは全く規定されていません。

ただ、適正な公契約の締結で積算がありまして、その基になる賃金についても、定めておきたいといった趣旨でございますので、市だけで走るものでは当然ありません。

**(成瀬副会長)**

積算するのは市ですよね。市がそういった状況を把握して、積算根拠にされれば、随時契約単価の見直しをされていきますよね。

**(事務局：寺嶋課長)**

事業者さんも、入札に当たっては、そういったことを考慮して積算されます。また、賃金だけで積算してみえる業者さんばかりではありません。たとえば規模でいくらということがありますと、賃金を根拠としておりませんので、最低賃金は確保してくださいという

ことになります。

**(竹内会長)**

最低賃金法を、条例でもって守りなさいというのも変な話で、この分野については特に、東京オリンピックを前にしていろいろ話に上がっている中で、基本設計段階よりだいぶん上がっていて、とても賃金が払えないなど、かなり無理なことをした工事も行われていると聞いていますので、そのような時代を踏まえて公契約が適正になされていくことを、行政も含めて制定していく意味合いなのかなと思います。

そのことがどのような形で内容に反映されていくのかご意見を賜り、全体を確認していきたいと思います。では渡邊さんお願いします。

**(渡邊委員)**

私としては、相対的には理解させていただいて、確認に近い話なんですけど、第13条の大垣市素案なんですけど、市内事業者の活用のところで、地域が活性化する点においてはやはり地元業者さん、市外から越境するというよりは、市長さんのほうからも完全にクローズではないにしろ緩やかだとは思いますが、どうでしょうか。

岐阜県の条例では「確保」という表現で、との比較ではもう少し強く、「できない」とかを含めて表現できないか、どちらが強いか弱いかはありますが、言葉じりをとって恐縮なのですが、濃淡というものについてお話いただければと思うのですが。

**(事務局：寺嶋課長)**

岐阜県は「機会」に対して「確保」と表現し、市の方は「事業者」に対して「活用」と表現しているだけで、強弱は特になく努めるものとする。

市内業者さんだけではできないものは、当然市外業者も活用させていただきます。法人市民税等でお世話になっている事業者さん方、地域の業者さん方を含めて活用に努めていきたいという趣旨で、県より弱いということではありません。

**(竹内会長)**

公正取引委員会などで不適切と思われる表現にならないように、ご意見を賜り最終調整に向けていきたいと思います。

続きまして、佐竹委員さんお願いします。

**(佐竹委員)**

岐阜県建設コンサルタント協会の佐竹でございます。中身に入る前に今回を含めて3回

の懇話会があるということで、議事録なのですが、事務局の方で作成していただいているということでよろしいですか。

**(事務局：寺嶋課長)**

はい、事務局の方で作成いたします。

**(佐竹委員)**

それは、私らにもいただけるということでいいですか。

**(事務局：寺嶋課長)**

公開します。

**(佐竹委員)**

わかりました。あとですね、我々、協会の代表者という形で参加しているわけなんです  
が、協会活動の記録とか協会のパンフレットに、今回、大垣市の公契約懇話会に参加した  
というところを残しておきたいのですが、それは可能ですか。

**(事務局：寺嶋課長)**

可能です。

**(佐竹委員)**

わかりました。中身のことにいきたいのですが、我々の業界に関しては、予定価格につ  
いて最近公表されているのですか。

**(事務局：寺嶋課長)**

大垣市は事前公表しています。

**(佐竹委員)**

そうですね。県内の町村では私の記憶では、大垣市と高山市ぐらいしかありませんので、  
予定価格の公表も引き続きやっていただけるといいですね。

**(事務局：寺嶋課長)**

品確法に基づく指針では、国の方は、原則、事後公表となっておりますが、大垣市の場合  
は事前公表で進めています。

**(佐竹委員)**

わかりました。答えにくい話かもしれませんが、国の方では歩切りに関して指導があり、今後、廃止の方向でということになっておりますので、そのあたりも国の指針どおり行っていただきたいと思います。

**(事務局：寺嶋課長)**

大垣市では、歩切りは一切行っておりません。設計金額とイコールになっています。

**(佐竹委員)**

わかっております。近隣の市町村では歩切りを行っているところがありますので、大垣市がそのような姿勢を見せていただければ、周辺市町も見習ってもらえると考えるので引き続きお願いします。

あとですね、先ほども何人かの方がふれられましたが、市内業者の優先活用ということで、先日も、我社のものがお邪魔しまして、意見を言わせていただきましたが、やはり、先ほども言われましたが、我社も大垣市内に本店がある事業者の一つなんですけど、業務の内容によっては優先活用をしていただけていない状態も実際あります。

発注者の都合で実績等などの理由をいわれる所がありますが、実績はやらせていただければ実績はできません。実績、実績という理由で仕事をやらせていただければ、離れて行くばかりです。市内業者の優先という意味はこのことに関しては矛盾したことになりますので、ぜひ、労働環境の適正な確保を含めて市内業者を優先的に使っていただきたいと思います。特に、例を出しますと、台風が近づいていますが、岐阜県には被害はないと思いますが、仮に直撃して大垣市ですと、上石津あたりに非常に大きな災害があったとします。その場合は、我々、コンサルタント会社が測量に行って、設計して、一日、一時間、一分を争う災害の仕事ですので、昼夜を問わず、寝る暇も惜しんで設計して、今日欠席の建設業協会の建設会社が、市民の方が一日でも早く生活できるように時間を惜しんで復旧作業にあたります。この様なことも、お金のため、会社のためではなくて、地域のために優先的に取り組んでいる会社の企業努力だと思いますので、そのことも含めてぜひ市内業者の育成をお願いします。以上です。

**(竹内会長)**

ビルメンテナンスの三輪委員をお願いします。

**(三輪委員)**

ビルメンテナンス協会から来ました、三柏の三輪です。この協会は、公益社団法人のビ

ビルメンテナンスとは何だといいますと、清掃だけでなく、長期的に建物を維持していくという面もありましてやらせていただいています。この協会は大きく分けて、先ほど出ましたが、建設業協会は非常に組織的、災害関係では地域援助ということで、災害があった時はすぐ対応します。このビルメンテナンスは、極論しますと、何もなくてもやれるんです。清掃ならバケツを持っていればできます。建物の衛生管理法がありまして、県知事登録を行い指名していただくために、公益社団法人として活躍しています。岐阜県では135社の県の登録業者があります。清掃及び空気環境測定等をやっており、そのうちの43社がビルメンテナンス協会に加入しています。地元活用ですと、大垣でも入っていない会社があり、その会社には我々が指導しております。先ほど出ましたボランティア及び支援学校の生徒について、岐阜県の教育委員会と協定しまして、支援学校の生徒をボランティア活動で教育し、雇用しましょうということで、一部はサポーター登録し、雇用しています。去年から、皆さんご存知かもしれませんが、毎年、インターンシップで大垣支援学校の生徒を受け入れています。東濃、中濃、高山の各支部でも受け入れ雇用もしています。行っている業者は43社の一部で、言葉では支援学校の生徒を雇用するといっても実際にやると、一人ついてやっていると生産性は非常に悪い。ところが、建設業でありますと、総合評価方式で加点になります。ビルメンテナンスは役務の提供ということで、総合評価方式をお願いしているがなかなか可能とならない。スーパー、ショッピングセンターでは雇用保険も入れない。午前、午後、朝に分けてそういった状態で雇用していかなければならない。ところが、施設で雇用している場合は個人情報に関することもあり、毎月スタッフが変ってもいけないので、一定の人数を入れますと、月に6.5から7時間かかりますので、社会保険がかかりコストが違います。その分を発注者側は積算に入れていただいて、安く受注した業者は人数を減らすことで、10人であれば9人、9人であれば8人と人を減らすことになってきますので、最低賃金はクリアしてますが、建設業の場合は工程内検査とか完成検査とかありますが、ビルメンテナンスは終わったらそれでいい。極論すると、ゴミが落ちてなければいい。公衆便所ではひどい業者ですと、その時間はきれいだったなどと言う業者は、ぜひとも除外していただきたい。また、県の協会にも入らない、地元業者の任意団体にも入らない、何の資格もない業者も指名に一部入っている。保育園などは清掃して子どもがなめた場合、何の問題もない洗剤を使っているのか気にせずにやっている。極端な話で、便所の掃除で塩素を使ってガスが発生する可能性がある。そういった教育をうけていないスタッフを使って原価をたたいてやっている業者もいる。地元業者で教育を受けたスタッフが使える業者を、ぜひ地元業者として活用していただきたいと私は思います。これは、大垣市だけではなく、協会として県下でお願いしている。ボランティア活動、インターンシップ、障がい者雇用、発注者も総合評価方式、最低制限価格を採用して失格にするなど、建設省の適正人数を割らないように、公契約についての意見とします。

**(竹内会長)**

公契約に関して、なかなかこの中では難しい部分もありますが、できる限り検討させていただこうと思います。続いて、川尻委員をお願いします。

**(川尻委員)**

連合岐阜西濃の川尻と申します。連合そのものの組織で、この公契約条例の話は最近している話でして、大垣市が先行して取り組んでいただいていることはありがたい。

条例制定の目的が、先ほどから話があるようにもちろん、国の方からの品確法の関係もありますが、労働環境の整備の関係がメインであると我々も感じていまして、時期的にも労働者相談も多く受けています。実際に最低賃金法違反というのは、労働基準法を守られているもので、実際、苦しんでいる労働者もいまだにいるということもあって、今回の条例制定を期にそのような人を少しでもなくしていこう、また、そのようなことがなければ出させないようにしようとする具体的なお願いをいただいで条例制定の目的であり目標かなと思います。

また、個別に条例についての意見書に書かせていただきますが、一点、できれば大垣市条例の目的のところ、設置要綱にもありますように、「公正な労働基準の確保」という言葉はぜひ入れていただきたいと思います。設置要綱の中にもありますが、素案の中にはその部分が入れられておりませんので、ぜひ入れていただきたい。また個別については提出させていただきます。

**(竹内会長)**

続いて、水野委員をお願いします。

**(水野委員)**

大垣青年のつどい協議会の水野でございます。つどい協議会は大垣市の各団体から集まっていたいただきました経営者等もたくさんいる団体です。大小の会社がある中で、地元の業者を使うことを記入していただけると、大小の会社がある団体としてはありがたいと思います。

「努めるものとする」という先ほどから話があります。努めたんだよというだけではなかなかできてないところもある気がするので、どれだけ地元業者を使っているのか確認の方法を考えていただけるとありがたいと思います。私はカメラ屋をやっているのですが、卒業アルバムで地元業者を使っているだけないこともありますので、そのあたりのことも含めて、市内業者、大小含めて網羅していただけると、つどい協議会としてはありがたい、地元が元気になると思います。

**(竹内会長)**

続いて、馬淵委員お願いします。

**(馬淵委員)**

住民の意見ということで参加させていただきます。市長さんから話がありましたが、公共の契約の一方に行政が入っています。

もともと契約というものは自由があり、それがたまたま一方に行政があるということですが、住民からしますと、その内容はわかりやすいものでなければならない。もう一つは透明性が確保されていなくてはならない、そして地元住民としてメリットがなくてはならないという整理がされるのではないかと思います。

一般的に公契約法というのは、まだ制定されていませんので、それぞれの地域が選抜してその実態に応じた条例を制定し、それが広がっていくと思いますが、一番注意しなければならないのは、先ほども言いましたように、住民にとってわかりやすいかどうかだと思いますし、また、一般的に行政権の契約についてどこまできちっとできるようにするかということが大事です。この公契約が一般的な事柄の精神規定、プログラム規定とするのか、それとも個々の事例を解決するために作るのかの整理が必要ではないかと思います。精神規定、プログラム規定であったら書いておいて、市が守ります行いますで済むのですが、やはりそのところは一步進めて、何らかの確保がされなくてはならないという措置を、入れておかなければならない法律ができてない中で、どこまで踏み込めるのか疑問ですが、そのあたりの検討が必要だと思います。

全般的に市の案を見ますと、いろいろ幅広く盛り込んでありまして、まさに社会的責任を重きにおいたもので、先ほどから最低賃金とか労働条件・労働環境などは当然の話であって、もう少し広い意味で社会的責任というものを入れたのは大変すばらしいと思います。ただ、それをどのように守っていくか必要な措置を講ずるとなっていますけど、どこまで規定できるのか検討しないとわからないですが、具体的な必要な措置の代表的なものと言えば、聴取・調査などが対象になると思うのですが、一步踏み出して入れていくか考える必要があると考えます。

**(竹内会長)**

続いて、箕浦委員お願いします。

**(箕浦委員)**

私は専門が全然違いまして、商工会、建設関係ではなく、一市民としてこの様な機会を与えていただいて感謝しております。市民公募の箕浦と申します。

今回、条例が明文化されたこと自体が大事ではないかと思えます。市民にとっては、どこで何がどうなっているか知らない世界であって、説明を受ける中でかみしめながら聞かせていただくことができました。私は男女共同参画でお手伝いをしているのですが、第2条でもありますが、社会的責任ということで、若年労働者の就労機会の確保、男女共同参画が叫ばれています。また、障がい者雇用を取り入れてくださったことは大変ありがたいと思えます。

今後、公契約条例を作ったことおしまいではなく、条例を作ることでどのような効力があり、どのように使われていくか、市民の立場で見守らせていただきたいと思います。

みなさんの話をお聞きして、大垣市を愛し何とかしていきたいというそれぞれのお立場で、その気持ちを条例で考えることで確認していきたいと思えます。

#### (竹内会長)

ありがとうございました。入札は基本的には価格オンリーの流れで来ていて、補助金も抑えられてくると、入札したところの下請けまで十分な賃金が払いづらいということもあり、そのような時代背景もあって、まだまだ出てきていない中で、大垣市が先駆けて取り組むことは大変いいことだと思います。私も少しは尽力できればと思えます。

基本的には理念規定が多い素案と聞いています。特に市内業者という部分ですけど、条例の項目か、入札の項目か、それは加点のポイントになっていくのではないか、入札のポイントはこの項目の時に加点するんですよということを、一般論としてどのように入れていくかが落としどころかなと思えます。

最低賃金や労働条件を条例で定める理念規定であっても、物足りないのかもしれない。では、踏み込んで何が言えるかというとなかなか難しいので、第2条の第3項の部分で、どのように実際の実行によって担保するのかというところを描きながら、加えていくことですね。

今、皆さんのそれぞれの分野で状況をよく理解して、ご意見をいただきました。新たにご意見がございましたら、9月15日までに提出いただきたいと思います。今後の予定について事務局からお願いします。

#### (事務局：寺嶋課長)

今後の予定ですが、第2回の懇話会を10月1日（木曜日）に予定しております。よろしく申し上げます。場所は変わりました、2階の第1会議室でございます。

9月15日までにいただきました意見を踏まえまして、素案の修正案を提示させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

**（竹内会長）**

ありがとうございました。これで、本日の議題は全て終了いたしました。次回、大垣市公契約条例（修正素案）について、意見交換をお願いします。それでは、第1回「大垣市公契約についての懇話会」を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

**（事務局：寺嶋課長）**

竹内会長さん、また、委員のみなさん、ありがとうございました。

最後に、次第の「4 その他」ですが、その他、全体を通して、何かご意見やご質問があれば、お願いいたします。

それでは、特にないようですので、第1回「大垣市公契約についての懇話会」を終了させていただきます。次回の第2回懇話会も、ぜひ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。お気をつけてお帰りくださいませ。本日は、誠にありがとうございました。